



国保だより

国保加入者 (令和8年4月1日現在)	
世帯数	6,570 世帯
被保険者数	9,299 人

● 国民健康保険税の税率

令和8年度の税率

区分	説明	①医療保険分	②後期高齢者 支援金分	③介護保険分 (40歳～64歳)	④子ども・子育て 支援金分
所得割	世帯の所得に応じて計算	9.95%	2.50%	2.80%	0.34%
資産割	世帯の固定資産税に応じて計算	18.40%	4.48%	5.44%	
均等割	世帯の国保加入者数に応じて計算	27,800円	6,800円	9,200円	1,058円
18歳以上 均等割	世帯の18歳以上の国保加入者数に 応じて計算				66円
平等割	一世帯あたり	21,800円	5,000円	5,000円	673円

(注)

- ・ 保険税の通知書は、世帯主が国保の加入者でなくても、世帯主あてにお送りします。
- ・ 年度途中で40歳になる方の介護分は40歳到達月以降に加算されます。
- ・ 75歳になった月からの保険税は、その年度の保険税の計算からあらかじめ除かれています。
(75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入するため)

● 【新設】子ども・子育て支援金について

令和8年4月から子ども・子育て支援金制度が始まり、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるため、国民健康保険などの保険料に「子ども・子育て支援金分」が加算されます。

(注) なお、18歳未満の方の均等割額は全額軽減となり、その軽減に必要な費用を18歳以上の方に「18歳以上均等割額」として負担していただきます。

● 国民健康保険税の課税限度額

地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額が次のとおり引き上げられました。

令和7年度課税限度額		➔	令和8年度課税限度額	
① 医療保険分	66万円		① 医療保険分	67万円
② 後期高齢者支援金分	26万円	② 後期高齢者支援金分	26万円	
③ 介護保険分	17万円	③ 介護保険分	17万円	
合計	109万円	④ 子ども・子育て支援金分	3万円	
		合計	113万円	

● 国民健康保険税の軽減措置について

1 解雇などによる失業者の特例

離職等の理由により、前年の給与所得を100分の30とみなして保険税を算定する制度があります。詳しくは、市役所市民課保険係、北郷町・南郷町地域振興センターにご相談ください。

2 軽減判定所得基準の引き上げ

下表「軽減判定所得の基準」で計算した額以下の場合、均等割と平等割額のみ、7割、5割、2割の軽減措置が受けられます。令和8年度から5割軽減、2割軽減の基準が変更になりました。

○ 軽減判定所得の基準

区分	軽減判定所得(世帯合計所得)	
	改正前(令和7年度まで)	改正後(令和8年度から)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 <small>※変更ありません</small>
5割軽減	前年の合計所得額が、 43万円+(30万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)±10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	前年の合計所得額が、 43万円+(31万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)±10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割軽減	前年の合計所得額が、 43万円+(56万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)±10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	前年の合計所得額が、 43万円+(57万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)±10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度の適用により国保の資格を喪失した方で、国保喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方のことです。

(国保喪失日に国保の世帯主であった方が、引き続き世帯主であることも要件です)

※「給与所得者等の数」とは、給与所得者(給与収入が55万円超の方)と公的年金等の支給を受ける方(65歳未満:公的年金等の収入が60万円超の方/65歳以上:公的年金等の収入が125万円超の方)の合計数です。

● 「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の発行について

以下のとおり発行しますので、ご確認ください。(7月中旬に発送予定です)

◎マイナ保険証をお持ちの方(保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをお持ちの方)

被保険者資格の情報が記載された「資格情報のお知らせ」を発行します。

◎マイナ保険証をお持ちでない方

被保険者資格の情報が記載された「資格確認書」を発行します。

※ 従来の紙の保険証は発行しません

なお、マイナ保険証をお持ちの方で、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで資格確認書を交付することができますので、ご相談ください。

● 国民健康保険の加入・脱退の届出

国保に加入するとき、やめるときは届出が必要です。

世帯主は、14日以内に市役所市民課保険係、各地域振興センターでお手続きください。

お手続きにはマイナンバーカード、または通知カードと運転免許証等が必要です。

詳しくは、市役所市民課保険係、北郷町・南郷町地域振興センターにご相談ください。

日南市役所 市民生活部 市民課 保険係 (Tel0987-31-1126)
 北郷町地域振興センター 住民係 (Tel0987-55-2111)
 南郷町地域振興センター 住民係 (Tel0987-64-1113)